

電気供給約款別紙（沖縄電力株式会社管内）

実施要綱 沖縄のむシリカ電力 低圧電力

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

沖縄県（沖縄電力株式会社が定める離島供給約款の適用地域を除く）

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引または割増し

※ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

※電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（沖縄のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

1) 適用範囲

低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a)契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について従量電灯の電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに本約款別表 5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、本約款別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって定めます。）に別表 1（電灯または小型機器の総容量に適用する値）を適用して算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の値が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

3) 季節区分および時間帯区分

季節区分は、次のとおりといたします。

夏季：毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

その他季：毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

4) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

5) 契約電力

契約電力は、当社とご契約する直前の契約電力、または、本約款別表 6（契約電力の算定方法）(1) または(2)により算定された値といたします。

6) 料金単価（税込）

基本料金	契約電力 1キロワットにつき	kW	1379円91銭
電力量料金	夏季	1kWh	31円86銭
	その他季	1kWh	30円48銭

7) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 2（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合(ニ)契約電力の(b)により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けられていないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。

ただし、当社システムの仕様により、上記の数値が 85 パーセントを上回る場合には一律 90 パーセントとし、85 パーセントを下回る場合には一律 80 パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

8) その他

(a)電気料金は、時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(b)変圧器、発電設備、蓄電池等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。

別 表

1 電灯または小型機器の総容量に適用する値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表 2（契約受電設備容量の算定）によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに本約款別表 5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- 1) 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- 2) 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- 3) 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（口に該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）
- 4) 予備設備であることが明らかな変圧器

2 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率} = \frac{100 \text{ パーセント} \times \left[\begin{array}{c} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right] + 90 \text{ パーセント} \times \left[\begin{array}{c} \text{力率 90 パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right] + 80 \text{ パーセント} \times \left[\begin{array}{c} \text{力率 80 パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right]}{\text{機 器 総 容 量}} \text{ (パーセント)}$$